医学部履修修了認定に関する細則
（令和2年度以降入学者）

第１条　関西医科大学学則第14条に規定する授業科目等の履修修了認定に関する細則を、以下のとおり定める。

第２条　遅刻に関する取り扱いについて、次の各号のとおり定める。

（１）　授業における遅刻の取り扱いは、授業開始時刻から授業開始15分以内とする。授業開始15分を経過した場合は、欠席とする。

（２）　前号に定める遅刻３回を欠席１回として取り扱う。

（３）　試験における遅刻の取り扱いは、試験開始30分以内とする。

（４）　交通機関延着に伴う遅刻については別途定める。

第３条　成績評価に関する異議について、次の各号のとおり定める。

（１）　各科目の成績評価について、異議を申し立てることができる。

（２）　異議申し立てに関する手続きについては、別途定める。

第４条　授業科目は、ユニット、コース、臨床実習及びまとめの講義で構成する。各学年の所定の授業科目については、次の各号のとおり定める。

（１）　第１学年所定の16科目（研究マインド育成プログラム学生及び特別枠・地域枠学生17科目）：

・ユニット

生体の構造と機能　Ａ１、Ｂ１、Ｃ１、Ｐ１

理工学からみた医療・医学　Ａ１、Ｐ１

人間と社会　Ａ１、Ｐ１ａ、Ｐ１ｂ

医療プロフェッショナリズムの実践　Ａ１

医学英語　Ａ１

健康科学　Ａ１

リベラルアーツセミナー　Ａ１

臨床実習入門　Ｐ１ａ、Ｐ１ｂ

ＬＰＢＬ　Ａ１

研究マインド育成プログラム学生必修科目：リサーチマインドの実践　Ａ１

特別枠・地域枠学生必修科目：地域医療の実践　Ａ１

（２）　第２学年所定の15科目（特別枠・地域枠学生16科目）：

・ユニット

生体の構造と機能　Ｂ２、Ｃ２、Ｐ２ａ、Ｐ２ｂ、Ｐ２ｃ、Ｐ２ｄ

人間と社会　Ａ２

医療プロフェッショナリズムの実践　Ａ２

医学英語　Ａ２

臨床実習入門　Ｐ２

ＬＰＢＬ　Ａ２

病因と病態　Ａ２

感染と生体防御　Ａ２、Ｐ２

リサーチマインドの実践　Ａ２

特別枠・地域枠学生必修科目：地域医療の実践　Ａ２

（３）　第３学年所定の21科目（特別枠・地域枠学生22科目）：

・ユニット

理工学からみた医療・医学　Ｂ３

臨床実習入門　Ｐ３

ＬＰＢＬ　Ａ３

リサーチマインドの実践　Ｐ３

特別枠・地域枠学生必修科目：地域医療の実践　Ａ３

・コース

内科総論、外科総論、放射線診断学、呼吸器、感染症、循環器、腎尿路、消化器、血液・移植、臨床腫瘍学、神経、免疫・膠原病・アレルギー、内分泌・代謝、臓器再建外科・再生医療、運動器、リハビリテーション・地域包括医療、救急・中毒

（４）　第４学年所定の15科目（特別枠・地域枠学生16科目）：

・ユニット

医療プロフェッショナリズムの実践　Ａ４

人間と社会　Ａ４、Ｐ４

臨床実習入門　Ｐ４ａ、Ｐ４ｂ、Ｐ４ｃ

ＬＰＢＬ　Ａ４

特別枠・地域枠学生必修科目：地域医療の実践　Ｐ４

・コース

麻酔・集中治療、眼・視覚、耳鼻咽喉・頭頸部外科、皮膚、精神・行動、全人的医療・行動科学、周産期・生殖器、小児の成長・発達

（５）　第５学年所定の26科目：

・臨床実習

内科学（１）、内科学（２）、内科学（３）、呼吸器腫瘍内科学、心療内科学、神経内科学、上部消化管外科学、下部消化管外科学、肝臓外科学、胆膵外科学、乳腺外科学、小児外科学、心臓血管外科学、呼吸器外科学、脳神経外科学、整形外科学、リハビリテーション医学、形成外科学、皮膚科学、腎泌尿器外科学、眼科学、耳鼻咽喉科・頭頸部外科学、放射線科学、麻酔科学、病態検査学

・人間と社会　Ｐ５

（６）　第６学年所定の７科目：

・臨床実習

小児科学、精神神経科学、産科学・婦人科学、救急医学

選択制臨床実習、自由選択制臨床実習

・まとめの講義

第５条　前条に定める各科目の試験に加え、各学年において実施する必須試験を次の各号のとおり定める。

（１）　第１学年から第３学年まで：総合試験

（２）　第４学年：共用試験ＣＢＴ（Ｃｏｍｐｕｔｅｒ　Ｂａｓｅｄ　Ｔｅｓｔｉｎｇ）及び臨床実習前ＯＳＣＥ

（３）　第５学年：総合試験

（４）　第６学年：臨床実習後ＯＳＣＥ及び卒業試験

（５）　次条第２号②に定める学習、生活態度等の評価を加味する。

第６条　進級及び卒業判定について、次の各号のとおり定める。

（１）　進級及び卒業判定は、医学部長が医学部教授会の議を経て学長へ報告し、学長が決定する。進級にあたっては、講義については、各科目の３分の２以上に出席し、全科目の成績評価を受けなければならない。実習については、原則としてすべてに出席し、評価を受けなければならない。欠席した場合は必ず届出を提出し、正当な欠席と認められた場合は、科目責任者に欠席分の実習を補う内容（補講、レポート等）を課してもらい欠席を補わなければならない。

（２）　合格、進級及び卒業判定の基準は次のとおりとする。

①　各科目の成績評価は100点満点で行い、60点以上を合格とする。なお、共用試験ＣＢＴ（Ｃｏｍｐｕｔｅｒ　Ｂａｓｅｄ　Ｔｅｓｔｉｎｇ）及び臨床実習前ＯＳＣＥの成績評価は、医療系大学間共用試験実施評価機構が示す全国基準を用いて評価する。また、総合試験及び卒業試験の成績評価は絶対評価を用いて行い、合格基準については別に定める。臨床実習後ＯＳＣＥの成績評価についても絶対評価を用いて行う。

②　本学が定めるディプロマ・ポリシー、成績の評価に付与するＧＰ（Ｇｒａｄｅ　Ｐｏｉｎｔ）及びＧＰＡ（Ｇｒａｄｅ　Ｐｏｉｎｔ　Ａｖｅｒａｇｅ）に加え、クラスアドバイザー及びメンター等が記録した学生への助言、指導等記録等をもとに、学習、生活態度等も加味したうえで判定を行う。

③　①及び②にかかわらず、各科目においては、点数化せずに成績評価をする場合がある。

④　各学年の進級及び卒業判定の基準は、次のとおりとする。

第１学年から第３学年まで：当該学年所定の全科目で合格の評価を受け、かつ総合試験の成績で合格の評価を受けた者を進級可とする。

第４学年：当該学年所定の全科目で合格の評価を受け、かつ共用試験ＣＢＴ及び臨床実習前ＯＳＣＥの成績で合格の評価を受けた者を進級可とする。

第５学年：当該学年所定の全科目で合格の評価を受け、かつ総合試験の成績で合格の評価を受けた者を進級可とする。

第６学年：当該学年所定の全臨床実習科目で合格の評価を受け、臨床実習後ＯＳＣＥ及び卒業試験（まとめの講義の評価に相当する試験も含む。）の成績で合格の評価を受けた者を卒業可とする。

（３）　前号の規定にかかわらず、全科目のうちユニット科目において、当該ユニットの構成に別表１に定めるサブユニットが含まれる場合には、進級判定に用いる成績評価の基準を次のとおり定める。

①　講義については、原則として各サブユニットの３分の２以上に出席し、全サブユニットの成績評価を受けなければならない。

②　各サブユニットの成績評価は100点満点で行い、原則として60点以上を合格とする。

③　ユニットの科目責任者は、当該ユニットを構成する全サブユニットの成績評価を勘案した上で、ユニット科目の成績評価を行うものとする。

（４）　成績の評価に付与するＧＰ（Ｇｒａｄｅ　Ｐｏｉｎｔ）及びＧＰＡ（Ｇｒａｄｅ　Ｐｏｉｎｔ　Ａｖｅｒａｇｅ）については、別に定める。

第７条　各科目及び別表１に定めるサブユニットの試験は、次の各号のとおり行う。

（１）　科目の試験においては、試験施行日までの当該科目及びサブユニットの全授業時間（実授業時間数とし、休講時間数は含まない。）の３分の１を超えて欠席した学生は、欠席届を提出することにより本試験の受験は認めるが、別に定める手続きを経たうえで再試験受験対象者とする。ただし、大学が指定する一部のサブユニットについては、その限りではない。

（２）　卒業試験においては、前号に加えまとめの講義の全授業時間（実授業時間数とし、休講時間数は含まない。）の３分の１を超えて欠席した学生は、当該試験の受験資格が認められない。

（３）　前々号の学生のうちやむを得ない事由（表Ⅰ・Ⅱ）によって認められた者に限り、再試験或いは追試験を受けることができる。

表Ⅰ

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書、文書等
1　病気・ケガ（本人）	（１）　診断書又は（２）　氏名、通院日明記の領収書等
2　出産	（１）　「出生届」又は（２）　「出産証明書」
（１）　本人（産前６週間・産後８週間）	
（２）　配偶者（２日）	
3　忌引	（１）　欠席日を確認できる会葬御礼又は（２）　死亡を確認できる公的証明書等
（１）　父母・配偶者・子（５日）	
（２）　祖父母・兄弟姉妹（２日）	
4　交通事故、非常災害（本人）	交通事故証明書、被災証明書
5　公共交通機関の不通	当該公共交通機関発行の不通証明書
6　親族の看護	被看護者の診断書
7　その他斟酌すべき事由	科目責任者と教務部長が協議の上可否を決定する。

なお、表Ⅱによる欠席の場合は、公認欠席とする。

表Ⅱ

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書、文書等
1　学校保健安全法施行規則第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症に	診断書

よる出席停止	
2　裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知書

（４）　２分の１以上欠席した学生の扱いは、別に定める。

（５）　試験中不正行為を行った者に対しては直ちに退場を命じ、当該学年において既に受験した科目についてはこれを無効とし、残りの科目については受験を許可しない。

第８条　再試験及び追試験について、次の各号のとおり定める。

（１）　疾病又は事故などやむを得ない事由（表Ⅲ）により受験できない場合は、試験開始の日時までにその旨届け出なければならない。ただし、再試験を伴う試験のみとし、試験欠席届に下記一覧に記載された証明書、文書等を添えて試験日から５日以内に医学部事務部教務課へ提出し、受験の可否を受けるものとする。

表Ⅲ

追試験の対象となる欠席事由	「試験欠席届」に添付すべき証明書、文書等
1　病気・ケガ（本人）	（１）　診断書又は（２）　氏名、通院日明記の領収書等
2　出産	（１）　「出生届」又は（２）　「出産証明書」
（１）　本人（産前６週間・産後８週間）	
（２）　配偶者（２日）	
3　忌引	（１）　欠席日を確認できる会葬御礼又は（２）　死亡を確認できる公的証明書等
（１）　父母・配偶者・子（５日）	
（２）　祖父母・兄弟姉妹（２日）	
4　交通事故、非常災害（本人）	交通事故証明書、被災証明書
5　公共交通機関の不通・遅延	当該公共交通機関発行の不通・遅延証明書
6　親族の看護	被看護者の診断書
7　学校保健安全法施行規則第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止	診断書
8　裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知書
9　その他斟酌すべき事由	科目責任者と教務部長が協議の上可否を決定する。

（２）　前号の届出を行い、認められた者については追試験を行う。

（３）　試験に不合格の場合は、再試験を行うことがある。

（４）　再試験の点数は最高点を60点、追試験の点数は最高点を80点とする。ただし、裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合、学校保健安全法施行規則第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止の場合の追試験の点数は、公認欠席扱いと見なし、最高点を100点とする。

尚、総合試験及び卒業試験の点数は再試験並びに追試験ともに最高点を100点とする。

（５）　追・再試験受験者は「追・再試験受験願」を、その試験前日（ただし、土曜日を除く。）の12時50分までに医学部事務部教務課へ提出しなければ当該科目の追・再試験を受験することができない。

（６）　再試験を受験する場合は、１試験につき5,000円の再試験料を徴収する。

（７）　再試験及び追試験は、原則として１回限りとする。

（８）　追試験の再試験、再試験の追試験は実施しない。

第９条　留年者の履修について、次の各号のとおり定める。

（１）　進級又は卒業の認定を受けることができなかった者は、同一学年次に留め置く。

（２）　留年者は、当該学年の全科目を再履修し、成績の再評価を受けなければならない。ただし、前年度に評価を受けた結果、合格基準に達したと認められた科目に限っては、当該科目の３分の２以上の講義等に出席することを条件に再評価を免除する場合がある。

（３）　前号及び前々号の定めにかかわらず、６学年は別に定める。

第10条　本細則の改廃は、医学部教務委員会及び医学部教授会の議を経て、医学部長が決定する。

附　則

本細則は、令和２年度１学年より適用する。

附　則（令和２年４月１日第9248号）

本細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月29日第9379号）

本細則は、令和３年度１・２学年より適用する。

附　則（令和４年４月22日第04―23号）

本細則は、令和４年度２・３学年より適用する。

附　則（令和５年４月18日第05―22号）

本細則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月11日第05―689号）

本細則は令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年度４学年の所定科目のうち「人間と社会Ｐ４」及び令和６年度５学年の所定科目のうち「人間と社会Ｐ５」については令和６年度進級判定に必要な所定科目の対象外とする。

附　則

本細則は令和７年４月１日から施行する。ただし、令和７年度６学年の所定科目のうち臨床実習（小児科学、精神神経科学、産科学・婦人科学、救急医学）については既修得単位のため令和７年度必要な所定科目の対象外とする。

別表１

	コース名	ユニット		サブユニット
Ⅰ	生体の構造と機能	A	1	（１）
				（２）
				（３）
				（４）
		B	1	
			2	
		C	1	（１）
				（２）
			2	（１）
				（２）
				（３）
		P	1	
			2 a	
			2 b	
			2 c	
			2 d	
Ⅱ	理工学からみた医療・医学	A	1	（１）
				（２）
		B	3	
		P	1	
Ⅲ	人間と社会	A	1	（１）
				（２）
				（３）
				（４）
			2	

			4	（１）
				（２）
				（３）
		P	１ａ	
			１ｂ	
			4	
			5	
Ⅳ	医療プロフェッショナリズムの実践	A	1	
			2	
			4	
Ⅴ	医学英語	A	1	（１）
				（２）
				（３）
			2	
Ⅵ	健康科学	A	1	
Ⅶ	リベラルアーツセミナー	A	1	
Ⅷ	臨床実習入門	P	１ａ	
			１ｂ	
			2	
			3	
			４ａ	
			４ｂ	
			４ｃ	
Ⅸ	ＬＰＢＬ	A	1	
			2	
			3	
Ⅹ	病因と病態	A	2	（１）
				（２）
ⅩⅠ	感染と生体防御	A	2	（１）
				（２）
				（３）
				（４）
		P	2	
ⅩⅡ	リサーチマインドの実践	A	1	
			2	
		P	3	
ⅩⅢ	地域医療の実践 （特別枠、地域枠学生のみ）	A	1	
			2	
			3	
		P	4	